



起業を考えている人、まちづくりに関心のある人集まれ! 「チャレンジ講座」第7期

■日時：7月9日(土)・8月13日(土)・9月10日(土)・10月8日(土)・11月12日(土)・12月10日(土)、18:00～21:00

■会場：市民活動支援センター「ななサポこしがや」(弥生町16-1)。回によりオンライン

■講師：総務省地域力創造アドバイザーで(有)エコカレッジの尾野寛明さんほか

■対象：まちづくりや地域活動に関心のある方、趣味を仕事にしたい方、創業を目指す方

■受講料：1万円(6回分)

■申込み：6月10日(金)から電話で下記へ

☎越谷商工会議所 ☎966-6111



若年のつどい・越谷

■日時：6月18日(土)、13:30～15:30。初めて参加する方は13:00までにお越しください

■会場：中央市民会館5階第2・3会議室

■内容：若年性認知症の方や家族等が集まり、日常の悩みや相談事などを話し合う

■対象：若年性認知症の方、介護をしている家族

■参加費：無料

■申込み：事前に電話で下記へ。定員を制限しているため、申し込み状況によっては参加をお断りする場合があります

☎認知症の人と家族の会埼玉県支部 ☎048-814-1210(10:00～15:00。木曜・日曜日を除く)



専門職の介護予防出張講座

■日程：令和5年3月31日(金)まで

■内容：1回60分(栄養は90分)の介護予防に関する講話や運動等。運動、口腔、栄養、薬から希望する内容を選べます

■対象：次の①～③のすべてに該当する団体。
①介護予防に関心があり、定期的(月1回以上)に住民主体の通いの場を運営している ②団体の構成人数が5人以上で、市内在住の65歳以上の方が過半数を占めている ③営利を目的としていない(自治会、老人会、ボランティア等有志の団体等)

■受講料：無料

■申込み：受講申込書を直接または郵送で地域包括ケア課へ。受講申込書は地域包括ケア課、各地域包括支援センターで配布するほか、市ホームページから印刷できます

☎地域包括ケア課(第二庁舎1階) ☎963-9163



こしがや市民法律教室7月分

■日時：7月16日(土)、13:30～15:30

■会場：中央市民会館4階第16～18会議室

■テーマ：高齢者の財産管理(任意後見制度等)～人生を大団円で仕舞うために～

■講師：弁護士の西村友希さん

■定員：40人

■受講料：無料

■申込み：6月20日(月)～7月15日(金)に右記の二次元コードから電子申請で申し込み。または、電話で下記へ



☎くらし安心課 ☎963-9156



就職支援セミナー(金曜講座)

■日程・時間・内容：下表のとおり

日程	時間	内容
7月1日(金)	10:00	魅力ある応募書類の書き方
7月15日(金)	12:00	何やりたい!? 自分に合った仕事とは

■会場：ビジネスサポートセンター2階

■対象：市内在住で就職活動中の65歳未満の方

各回10人

■受講料：無料

■申込み：6月13日(月)から電話で下記へ

☎経済振興課 ☎967-4680



女性のためのビジネスマナー講座

■日時：7月6日(水)、10:00～12:00

■会場：ビジネスサポートセンター2階

■内容：第一印象の重要性について、ビジネスマナーの基本を習得

■対象：市内在住で就職活動中の女性10人

■受講料：無料

■申込み：6月13日(月)から電話で下記へ

☎経済振興課 ☎967-4680



「店舗・事業所改修支援補助金」をご活用ください

■補助対象者：市内に店舗を所有または賃借し、事業を営む中小企業または個人事業主等

■補助対象工事：次の①・②のすべてに該当し、かつ施工目的が⑦～⑩のいずれかに該当する改修工事。▷すべて該当…①市内に本店がある施工業者を利用して実施し、工事費用が20万円(税抜き)以上 ②補助金交付決定後に着工し、令和5年2月末日までに完了する ▷いずれか該当…⑦感染症の拡大防止に必要な改修工事

⑧業態転換や新規事業に必要な改修工事 ⑨販売促進、顧客獲得、経営改善に必要な改修工事

■補助額：補助対象工事に要した経費の50%(上限100万円)

■申込み：7月4日(月)～22日(金)に申請書を直接または郵送(消印有効)で経済振興課へ。予算額を超える申請があった場合は抽せん。申請書、募集要項等は下記で配布するほか、市ホームページから印刷できます。

☎経済振興課(第3庁舎4階) ☎967-4680

ちよこつと

手話

(第48回)

★料理

★絵

①料理

丸めた左手5指に沿って右手を上下させながら左へ動かす



②絵

左手のひらに右手の指(背側)を右へ少しずらし2回当てる



右記の二次元コードからYouTubeでもご覧いただけます。



☎障害福祉課 ☎963-9164

消費生活相談事例

トラブルに注意

子どもでも簡単にできる後払い決済



商品を購入したあとにコンビニエンスストア等で支払いができる「後払い決済サービス」は、クレジットカードを持たない人でも気軽に利用できる決済手段として消費者の関心が高いサービスです。年齢制限を設けていない、電話番号やメールアドレス等を入力するだけでよいなど、簡単に利用できるサービスもあるため、未成年者が親権者の同意を得ずに安易に後払い決済をして、トラブルになったという相談が寄せられています。

事例

- ・学生の娘が、後払いできるプリペイドカードのアプリを親に無断でインストールし、3万円分をチャージして買い物に使用した。支払いを放置していたようで、弁護士事務所から債権譲渡通知書が届いた
- ・SNSで表示された「簡単に稼げる副業サイト」の広告から、「稼ぐためのマニュアル」を5,000円で購入し、チャージ式プリペイドカードの後払い決済で支払った。マニュアルは役に立たず、サイト業者とも連絡が取れなくなった。私は中学生で、親には相談していない

消費者へのアドバイス

- ・後払い決済サービスを利用する際は、親権者等の同意を得るようにし、支払えるか否かをしっかり考えましょう
 - ・滞納すると督促を受け、最終的に延滞金を加算されたり、次回以降利用できなくなったりする場合があります。支払いのことで問題が起きたときは、放置せずすぐに相談しましょう
- 困ったことや不安に思うことがあれば、早めに下記へご相談ください。

☎消費生活センター ☎965-8886